

令和 7 年度香川地方最低賃金審議会  
第 3 回香川県最低賃金専門部会議事録

令和 7 年 8 月 7 日（木）  
高松サンポート合同庁舎  
北館 7 階共用 702 会議室

出席者 公 益 側 籠池、高塚、元木  
労 働 者 側 立石、中村、三屋  
使 用 者 側 白石、檜垣

- 議 題 (1) 「令和 7 年卒 新規学卒者初任給情報」等について  
(2) 香川県最低賃金額改正の審議について  
(3) その他

○賃金室長

ただ今から第 3 回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。  
本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、奥田委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 8 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として 1 名の方が傍聴されております。  
次に、資料のご確認をお願いいたします。  
資料 No. 1 令和 7 年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）  
資料 No. 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果  
資料 No. 3 香川県の雇用情勢（令和 7 年 6 月分）、労働市場の動向（令和 7 年 6 月）香川県、2025 年 6 月分職業別求人、求職者希望賃金 香川労働局職業安定部  
資料 No. 4 2025 年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果（加重平均）（一社）日本経済団体連合会  
をお配りしておりますが、不足等はございませんか。  
それでは、籠池部会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池部会長

それではお手元の会議次第に則って議事を進めたいと思います。まずは議題(1)

の「令和7年卒 新規学卒者初任給情報（確定版）」等についてあります。事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

それではご説明します。

1ページの資料 No. 1は、香川労働局職業安定部が取りまとめた香川労働局管内の令和7年卒の新規学卒者初任給情報でございます。最近の新規学卒初任給の動向につきましては、初任給額は、高卒は19万9千円で増加しましたが全国平均より4千円低く、短大卒も20万5千円で増加しましたが全国平均より1万3千円低く、大学卒は23万4千円と増加しましたが全国平均より1万6千円低い金額となっております。

5ページの資料 No. 2は、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果でございます。各年とも、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を集中的に行っております1月～3月の結果でございます。違反率は、年にもよりますが、令和7年は全国の違反率よりも高い違反率となっております。

7ページの資料 No. 3は、香川労働局職業安定部の令和7年6月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は1.48倍、前月差マイナス0.04ポイント、全国5位で、全国平均は1.22倍でございます。平成23年8月以降167か月連続1倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は1.24倍、前年同月比プラス0.09ポイントでございます。雇用情勢判断は「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」と判断されております。

また、17ページ以降は、本年6月の職業別求人賃金、求職者希望賃金の、香川県全体と、各職業安定所のデータでございます。資料 No. 4は昨日公表された資料になります。以上です。

#### ○籠池部会長

ただ今の事務局からの説明内容について、ご意見、ご質問等はございますか。

(意見等なし)

#### ○籠池部会長

そうしましたら議題（1）は以上とさせていただきまして、議題（2）の「香川県最低賃金額改正の審議について」に移らせていただきます。

前回、8月6日に開催された第2回専門部会では、労使双方より金額のご提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、最終的に労側プラス 106 円、使用者側プラス 25 円と双方の提示金額には乖離がございます。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところですが、このあと金額をご提示いただきますようお願いします。

これから、最低賃金額の審議に入りますが、是非、全会一致にいたるよう、格段のご配慮をお願いいたしたいと思います。

そうしましたら、このあと、各側より金額提示をお願いいたしますが、前回の専門部会で、本日は労使の順で、金額提示を受けることとなりましたので、労、使の順で前回と同様の要領により金額提示を受けることといたします。

なお、金額提示に当たりましては、必ず、その根拠や考え方を述べていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

各側の控室等について事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

はい、各側の控室等ですが、公労・公使会議はこの 702 会議室、労側控室は 2 階の第 1 会議室、使側控室は 2 階の相談室を用意しております。

702 会議室は内線番号が 6702 ですので、ご用がある時は 6702 をおかけください。

公労会議の前に打合せ時間は必要でしょうか。

#### ○立石委員

特に必要ありません。

#### ○籠池部会長

それでは、ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ということを踏まえまして、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項に基づき、非公開とさせていただきます。

傍聴人の方は退室していただくことになりますが、事務局より留意事項について説明をお願いします。

#### ○賃金室長

ご説明します。

傍聴人の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

途中でお帰りになる場合は、事務局職員にお帰りになる旨お伝えください。  
退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、  
指定時刻までに傍聬人の方は傍聴整理券番号と同じ席に着席してください。  
控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可  
能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を  
入ってすぐの場所に掲示してお知らせします。  
なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合があります  
のでご留意ください。  
以上です。

#### ○籠池部会長

それでは、傍聬人の方は退室してください。  
事務局の方は、控室へのご案内をお願いします。

[ここからの審議は、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程  
第7条第1項ただし書きに基づき、非公開]

(全体会議)

#### ○籠池部会長

それでは再開いたします。  
ここから先の審議は公開となります。  
労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。  
確認ですが、本日、労側からプラス94円、使側からプラス41円の提示をいた  
だいております。双方の提示金額にはなお隔たりがあります。是非とも全会一致  
での合意に至りたいと考えておりますので、各側とも次回の審議までにさらなる  
歩み寄りについてご検討いただきますようお願いいたします。次回は労側から金  
額の提示をいただきたいと思いますのでお願いいたします。

それでは、議題の（2）は以上とさせていただきまして、最後の「その他」で  
すが、事務局から何かございますか。

#### ○賃金室長

次回の第4回専門部会は、8月18日月曜日の午後1時15分から、同じ702会  
議室において開催いたしますので、よろしくお願ひいたします

#### ○籠池部会長

それでは、次回の第4回専門部会は、8月18日月曜日の午後1時15分から、

この場所において開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——